

# 令和5年度重複・多剤服薬者対策に向けた 連携構築支援事業 実施報告書

# 目次

1. はじめに
2. 事業の目的及び概要
3. 実施内容

# 1. はじめに

- 重複・多剤服薬者の対策は、国民健康保険の保険者が被保険者の健康保持・増進及び医療費適正化を図る上で重要な課題であり、都における重複・多剤服薬者対策の実施自治体数は、令和5年度時点で46自治体である。（令和6年度保険者努力支援制度（取組評価分）ベース）
- 区市町村における重複・多剤服薬者対策では、重複投与者・多剤投与者の抽出基準を設定し、対象者を抽出した上で、服薬情報通知や個別訪問指導などの取組が実施されている。
- 服薬指導は、民間事業者（保健師等）への委託により実施されることが多くなっているが、服薬指導の実施に当たっては、処方薬全体を把握するとともに、医師との調整等が必要な場合が多く、より効果的な事業実施のためには、薬剤師とも連携・協働した取組が有用と考えられる。
- そのため、都では令和2年度から令和4年度まで都薬剤師会と連携したモデル事業を実施した。モデル事業では、都が指定したモデル自治体において地区薬剤師会と連携した重複・多剤服薬者に対する服薬指導の取組が推進された。
- 一方で、他の区市町村においても、モデル事業とは連携体制等は異なるものの、地区医師会・地区薬剤師会と連携した取り組みが見られる。また、服薬指導以外の取組においても薬剤師と連携することにより、区市町村における重複・多剤服薬者対策をより効果的に実施することが可能である。
- そこで都は、東京都薬剤師会と連携し、令和5年度から「重複・多剤服薬者対策に向けた連携構築支援事業」を開始し、モデル事業の形態（地区薬剤師会への服薬指導の委託）に限定せず、区市町村における薬剤師と連携した重複・多剤服薬者対策を推進することとした。

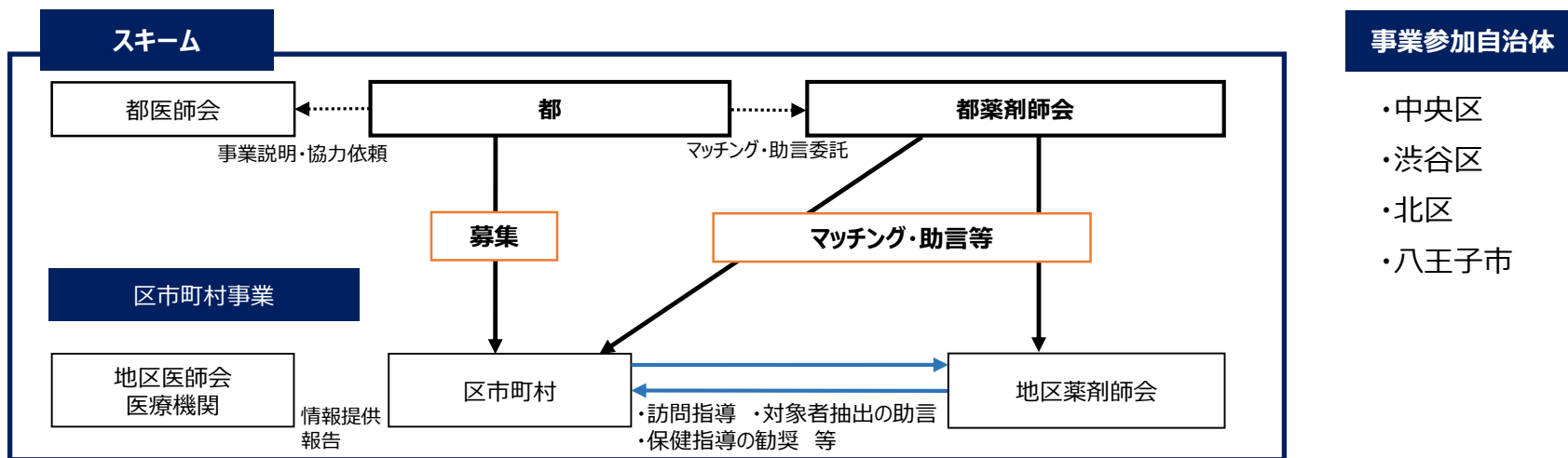
## 2. 事業の目的及び事業概要

### 事業の目的

- 令和2年度から令和4年度まで、都と都薬剤師会の連携によるモデル事業として、区市における薬剤師と連携した重複・多剤服薬管理指導を実施した結果、薬剤師との連携や服薬指導参加者確保の工夫等の結果、参加者の増加、薬剤料削減、適正服薬意識が高まる等の効果がみられた。
- モデル区市町村以外の区市町村においても、地区薬剤師会と連携した重複・多剤服薬者対策（地区薬剤師会への服薬指導の委託に限定しない）を実施していくことができるよう支援する。

### 事業概要・スキーム等

- 各区市町村が地域の状況に応じて（※）地区薬剤師会と連携して事業を実施・展開できるよう、都薬剤師会と、マッチングや助言等の支援を行う。
- （※）地区薬剤師会との事業連携に向けた事前相談や既存事業への助言を求める等も可能



### スケジュール

	2月～3月	8月	9月	...	3月
都・薬剤師会	募集	説明会 募集	支援決定	都薬剤師会・地区薬剤師会による助言等	
区市町村	支援希望	支援希望	重複・多剤服薬者対策（事業実施・検討）		

# 3. 実施内容

## (1) モデル事業参加自治体

### 渋谷区

#### ○令和4年度までの重複・多剤服薬者対策

- 服薬情報通知の送付
- 保健指導の実施 ※保健師・薬剤師（委託）

#### ○区の支援希望内容

令和6年度を見据えた取組の相談

- ・対象者抽出、服薬指導等への助言

#### ○支援の概要

打合せ（地区薬剤師会） 年1回

- ・対象者抽出、対象者への送付物に関する助言
- ・結果の集計分析等に関する助言

患者の意向確認方法、自治体との指導内容の共有方法、今後の参考に資する結果解析手法等について、アドバイスをを行った。

#### ○成果と課題

- ・自治体と地区薬剤師会とが連携した事業展開に向けて協議を行うことができた。
- ・患者の意思確認の徹底、患者背景等を考慮した詳細な分析方法等について、引き続き検討していく。

### 八王子市

#### ○令和4年度までの重複・多剤服薬者対策

- 服薬情報通知の送付
- 保健指導の実施 ※薬剤師の訪問による服薬管理指導（委託）

#### ○区の支援希望内容

令和6年度を見据えた取組の相談

- ・事業計画、対象者抽出等についての意見交換

#### ○支援の概要

打合せ（都薬剤師会・地区薬剤師会） 年5回

- ・対象者抽出、対象者への連絡方法に関する助言
- ・事業の進め方や連携方法への助言

令和6年度の事業計画や対象者抽出への助言、対象者への連絡方法、会員薬局への周知や連絡・報告方法などに関する支援を通じ、令和6年度以降の事業展開に向けてアドバイスをを行った。

#### ○成果と課題

- ・これまでの他地区における実施状況を参考にしながら、適宜打ち合わせ会を開催するなど、市と地区薬剤師会の連携体制の整備が図られた。
- ・会員向け説明会を通じ周知・情報共有ができた。

# 3. 実施内容

## (2) モデル事業未参加自治体

### 中央区

#### ○令和4年度までの重複・多剤服薬者対策

- |   |                        |
|---|------------------------|
| × | 服薬情報通知の送付              |
| ○ | 保健指導の実施 ※保健師が訪問及び電話で実施 |

#### ○区の支援希望内容

令和6年度を見据えた取組の相談

- ・重複多剤服薬対策事業の実施要領策定に向けて

#### ○支援の概要

打合せ（地区薬剤師会） 年2回

- ・対象者抽出の助言
- ・服薬情報通知に関する助言

患者の意向確認の方法、自治体から地区薬剤師会へ繋ぐ場合の選定基準、連絡方法等について協議しアドバイスをを行った。

#### ○成果と課題

- ・自治体と地区薬剤師会とが連携した事業展開に向けて協議を行うことができた。
- ・区と都薬剤師会との連絡に行き違いが生じた。

### 北区

#### ○令和4年度までの重複・多剤服薬者対策

- |   |           |
|---|-----------|
| × | 服薬情報通知の送付 |
| × | 保健指導の実施   |

#### ○区の支援希望内容

令和6年度を見据えた取組の相談

- ・服薬指導に関する助言

#### ○支援の概要

打合せ（都薬剤師会・地区薬剤師会） 年2回

- ・服薬情報通知に関する助言
- ・服薬指導に関する助言

薬局DX等も活用して詳細なデータを収集し減額効果を検証していくため、効果的なデータ収集・分析方法を提案。費用対効果を最大限に発揮できる事業展開に向けアドバイスをを行った。

#### ○成果と課題

- ・自治体と地区薬剤師会とが連携した事業展開に向けて協議を行うことができた。
- ・打合せのスタートが遅く、次年度継続協議となった。

# 3. 実施内容

## (3) 令和6年度の事業参加に向けた事前調整

### 立川市

#### ○令和4年度までの重複・多剤服薬者対策

- × 服薬情報通知の送付
- 保健指導の実施 ※保健師が訪問で実施

#### ○調整の概要

打合せ（都薬剤師会・地区薬剤師会） 年3回

- ・地区薬剤師会との連携の調整

自治体と地区薬剤師会同席のもと、重複多剤服薬管理指導事業の概要・必要性等を説明。

- ・対象者抽出の助言

これまでの他地区における事例を説明。今後の事業準備に向けた情報を提供。

- ・服薬指導に関する助言

これまでの他地区における事例を説明。自治体と薬剤師会の連絡体制や薬剤師の関与に関する基礎情報を提供。

#### ○成果と課題

- ・自治体と地区薬剤師会とが連携した事業展開に向けて協議を行うことができた。

### 小金井市

#### ○令和4年度までの重複・多剤服薬者対策

- 服薬情報通知の送付
- 保健指導の実施※保健師・看護師・栄養管理士等の有資格者が電話・訪問により実施

#### ○調整の概要

打合せ（国民健康保険運営協議会） 年1回

- ・令和4年度の重複・多剤者対策等の報告

これまでの小金井市における重複多剤服薬管理指導事業等の実績などを報告。関係部署（健康課）とも情報共有を図った。

#### ○成果と課題

- ・地区薬剤師会に所属する薬剤師の方への実績報告や、庁内関係部署との情報共有により、自治体と地区薬剤師会とが連携した事業展開の必要性を認識することができた。

# 3. 実施内容

## 中野区

### ○令和4年度までの重複・多剤服薬者対策

- 服薬情報通知の送付
- 保健指導の実施 ※保健師・薬剤師（委託）

### ○調整の概要

打合せ（都薬剤師会・地区薬剤師会） 年2回

- ・地区薬剤師会との連携の調整

自治体と「重複多剤服薬管理指導事業に関する意見交換会」を開催し、抽出条件・医療機関への周知方法、対象者への案内文・患者情報管理方法等について協議調整。

- ・対象者抽出の助言

対象者を抽出し、問題がないか相互で確認。

- ・服薬指導に関する助言

他地区における事例を共有。また、報告様式等に対する助言・修正提案。

### ○成果と課題

- ・事業内容を関係部署とも共有し、取組みを検討した。自治体から医師会にも説明し円滑な事業展開に配慮いただいた。患者選定方法や情報の取扱い、医師との連絡等については、今後さらに検討を進める。

## 武蔵村山市

### ○令和4年度までの重複・多剤服薬者対策

- 服薬情報通知の送付
- 保健指導の実施 ※保健師・看護師（委託）

### ○調整の概要

打合せ（都薬剤師会・地区薬剤師会） 年2回

- ・地区薬剤師会との連携の調整

自治体と「受診行動適正化保健指導通知」や「服薬情報通知」等の情報共有。自治体と地区薬剤師会の連携による今後の協力体制や会員への周知方法等について協議。

- ・対象者抽出の助言

支援対象患者の抽出方法等について助言。

- ・服薬指導に関する助言

対象患者選定後の連絡・連携方法等について協議調整。

### ○成果と課題

- ・令和6年度からの連携実施に向け、他地区の情報を共有し体制整備を進めた。患者選定等についても、薬剤師として適宜アドバイスを行うことができた。今後も具体的な協議を重ね、事業を推進していく。

## 3. 実施内容

### まとめ

- 重複・多剤服薬者対策事業や服薬情報通知を実施しておらず、薬剤師会との連携も図られていない地区については、自治体と地区薬剤師会の双方に働きかけ、マッチングを行うとともに、他地区における実施状況等を提供し、事業意義について関係者の理解を深めた。さらに、次年度以降の実施を目指し、実施計画の策定や具体的な体制整備を支援した。
- 事業は実施しているものの、薬剤師会との連携が十分でない見受けられる地区については、地区薬剤師会に自治体への接触を勧奨し、協議の場を設けることで、薬剤師が関与することのメリット、患者指導向上の理解に繋がった。
- すでに薬剤師会との連携の下、重複・多剤事業を実施している地区に対しては、より効果的な事業展開に向けた課題や患者背景を踏まえた傾向分析等への相談に応じ、事業の拡充を支援した。
- 令和5年度は、連携構築支援事業であり、自治体と地区薬剤師会が主体となって事業展開し東京都薬剤師会は後方支援的な立場であったが、地区薬剤師会に対し、もう少し積極的にアプローチすることで、より多くの情報を共有できたのではないかと反省が残る。
- 重複多剤服薬者対策事業は、医療費適正化はもとより、都民に安心かつ安全な薬物療法を提供する上でも重要な取組であり、本事業に薬剤師が関与することで一層の患者サービスの向上が期待される。このため、令和5年度は、重複多剤服薬者支援事業への参加有無に関わらず、薬剤師との連携が図られていない地区薬剤師会に対しても、積極的な働きかけを行った。今後、より多くの地域において連携事業が展開されるよう、引き続き支援を行っていく。